

景観形成重点地区(米沢駅周辺地区) 景観形成デザインガイド

平成24年4月13日施行

1 景観形成の方針

米沢駅周辺地区は、本市及び山形県の南の玄関口であり、また、本市を代表する商店街のひとつですので、駅舎及び駅前広場、住之江橋及び一中などの景観特性に配慮しながら住民、事業者、行政が協働し、新しい時代にマッチした活気あふれる景観づくりを進めていきます。

全体イメージは、地区のシンボルとなっているJR米沢駅が旧米沢工業高等学校本館(現山形大学工学部)のイメージを踏襲していることを生かして、明治・大正・昭和初期までの情緒豊かなロマンを感じられるようなまちなみを創出します。

2 景観形成デザインガイドについて

(1) 景観形成デザインガイドの策定

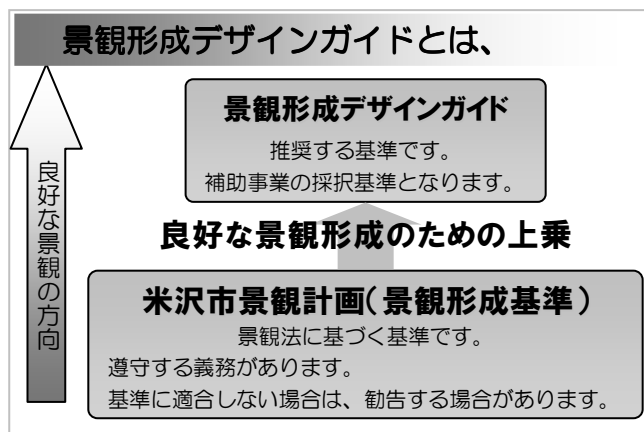
景観形成の方針に基づくまちなみづくりを進めるため、平成12年3月27日届出の「米沢駅周辺地区景観形成基準」の一部内容を改訂し、新たに「景観形成デザインガイド」として策定しました。

(2) 景観形成基準とデザインガイド

景観法に基づく米沢市景観計画では、「景観形成基準」を定めており、建築行為等を行う際には「景観形成基準」を遵守することが求められます。

一方で、この「デザインガイド」は、法律等に基づき定めるのではなく、建築行為等を行う際に配慮する事項を「デザイン基準」として記載したもので、住民の方が利用する「参考書」としての役割を担うものです。

また、米沢市景観形成推進事業の採択基準となります。



(3) 景観形成の方法について

良好な景観の形成は、単純に素材、構造等をアップグレードすることではなく、一般的な素材、構造でも位置、形態、意匠、植栽等について周辺と調和を図り工夫することにより、十分に達成できるものです。

また、現在の建物等を今すぐにデザインガイドに沿ったものに改修していただくというものではありません。このため、デザインガイドが目指すまちなみの完成には、10年、20年とかかるかもしれませんが、まず始めることが大切であると考えています。

(4) この基準の適用範囲

この基準の適用範囲は、米沢市景観計画で定める景観形成重点地区のうち米沢駅周辺地区とします。

3 デザイン基準

1. 全体として

- (1) まちなみとしての一体的な景観整備を図るため、地区のシンボルであるJR米沢駅舎及び駅前広場をはじめ、住之江橋や一中などのイメージを活かした景観を創出しましょう。
- (2) 本市を代表する商業地域のひとつであることを踏まえ、統一されたイメージのもと、個性的なまちなみを創出することにより、人を引きつける景観づくりをしましょう。

2. 建物の形態意匠

- (1) **高さ**：建物の高さは近隣建物と合わせ、周辺の景観に配慮したものとしましょう。
- (2) **外壁**：外壁の色は、白、うすい灰色、うすい茶色としましょう。
- (3) **開口部**：出入口、窓などの開口部の意匠は、建物に調和したものにしましょう。
- (4) **壁面**：大規模建築物の壁面は、出入口、窓などの開口部の配置等を工夫するなどし、単調な大壁面とならないようにしましょう。
- (5) **屋根**：屋根及び軒の形態は、近隣建物と調和するものにしましょう。
ア 陸屋根以外の屋根とする場合は、切妻か寄棟にしましょう。また、屋根の色はこげ茶とし、勾配方向を周りの建物を合わせましょう。
- (6) **オーナメント(装飾)**：旧米沢工業高等学校本館（現山形大学工学部）をイメージした三角屋根やオーナメント(装飾)を取り付けましょう。
- (7) **車庫**：車庫等のシャッターは、うすい灰色、うすい茶色としましょう。

3. 建築設備

- (1) **エアコン等**：エアコンの室外機等は、道路から見て目立たない場所に設置するか、周辺と調和したデザインの目隠し等を施しましょう。

4. 道路との境界

- (1) **位置**：建物の圧迫感を軽減し、ゆとりあるまちなみにするため、道路との境界から1m以上後退して建てましょう。
- (2) **塀**：道路との境界に塀を設置する場合は、色彩、素材、意匠を周辺景観に配慮したものとしましょう。
ア フェンスを設置する場合は、景観に配慮したもので色は茶系とし、道路との間には植栽を施しましょう。

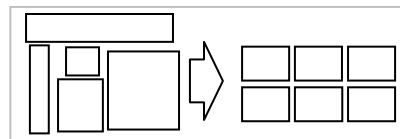
5. 緑化

- (1) 道路から見えるよう敷地内には樹木や草花を植え、緑化に努めましょう。
特に、道路境界には、花壇や緑地帯等（コンクリート製植栽柵又はフラワーポット）を設置するように務めましょう。

6. 看板、サイン

(1) **大きさ**：突出した印象のものとならないよう、最小限の大きさとしましょう。

ア 同一場所に複数の看板を設置する場合は、大きさを揃えるなどして煩雑な印象を与えないようにしましょう。



(2) **色彩**： 広告面に使用する基調色は、R系、YR系、Y系の色相では彩度10以下、その他の色相では彩度8以下とし、周囲と調和した落ち着いた印象のデザインとしましょう。

(3) **特殊装飾広告**： ネオンサイン、イルミネーション及び電光掲示板等の広告は設置しないようにしましょう。また、広告用照明は必要最小限の明るさとして、落ち着いた印象のものとしましょう。

(4) **上り旗**： 市や地区として統一されたものを一定期間のみ設置し、退色、汚損した場合はすぐに取り替えるか撤去しましょう。

7. 自動販売機

(1) 自動販売機を設置する場合は、落ち着いたデザインのものとし、建物の中に組み込むか、景観に調和するよう外側を囲みましょう。

8. 駐車場

(1) 駐車場は、道路から直接自動車が見えないよう、出入口以外は生垣や板塀等で囲うようにしましょう。

(2) 駐車スペース以外の部分に緑化を施すなど平坦で無機質なイメージにならないようにしましょう。



4 米沢市景観計画で定める景観形成基準

区分		景観形成基準
建築等 (建築物の新築、増築、改築、移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更)	形態意匠	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺の景観との調和に配慮し、圧迫感を与えないよう工夫すること。 ・大規模な建築物(地上階数5階以上又は建築物の長辺が30m以上)の外壁は、圧迫感を軽減し、周辺との調和を図ること。 ・音羽屋を始め、駅舎、住之江橋及び一中等、明治・大正時代の雰囲気を感じられる地区の景観特性に配慮すること。
	色彩	・別途定める色彩基準のとおりとすること。
	高さ	・周辺の景観に配慮した高さとする。
	位置	<ul style="list-style-type: none"> ・眺望景観の妨げにならないよう配慮すること。 ・道路及び隣地境界に面する壁面は、周辺との調和に配慮するとともに、可能な限り後退すること。 ・店舗等は、快適な歩行空間を確保するため、圧迫感を与えないように外壁をセットバックすること。
	緑化	・道路に面する場所や敷地内は花や樹木などにより緑化すること。
建設等 (工作物の新設、増築、改築、移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更)	形態意匠	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺の景観との調和に配慮し、圧迫感を与えないよう工夫すること。 ・道路との境界に塀を設置する場合は、ブロック塀を避け、生垣や板塀などとする。
	色彩	・別途定める色彩基準のとおりとすること。
	高さ	・周辺の景観に配慮した高さとする。
	位置	・眺望景観の妨げにならないよう配慮すること。
	緑化	・道路に面する場所や敷地内は花や樹木などにより緑化すること。

この他に、開発行為、土地の形質の変更、土石の堆積等の基準があります。

□ 景観形成重点地区における色彩基準

周辺の景観との調和に配慮するとともに、下表内の色彩を用いること。

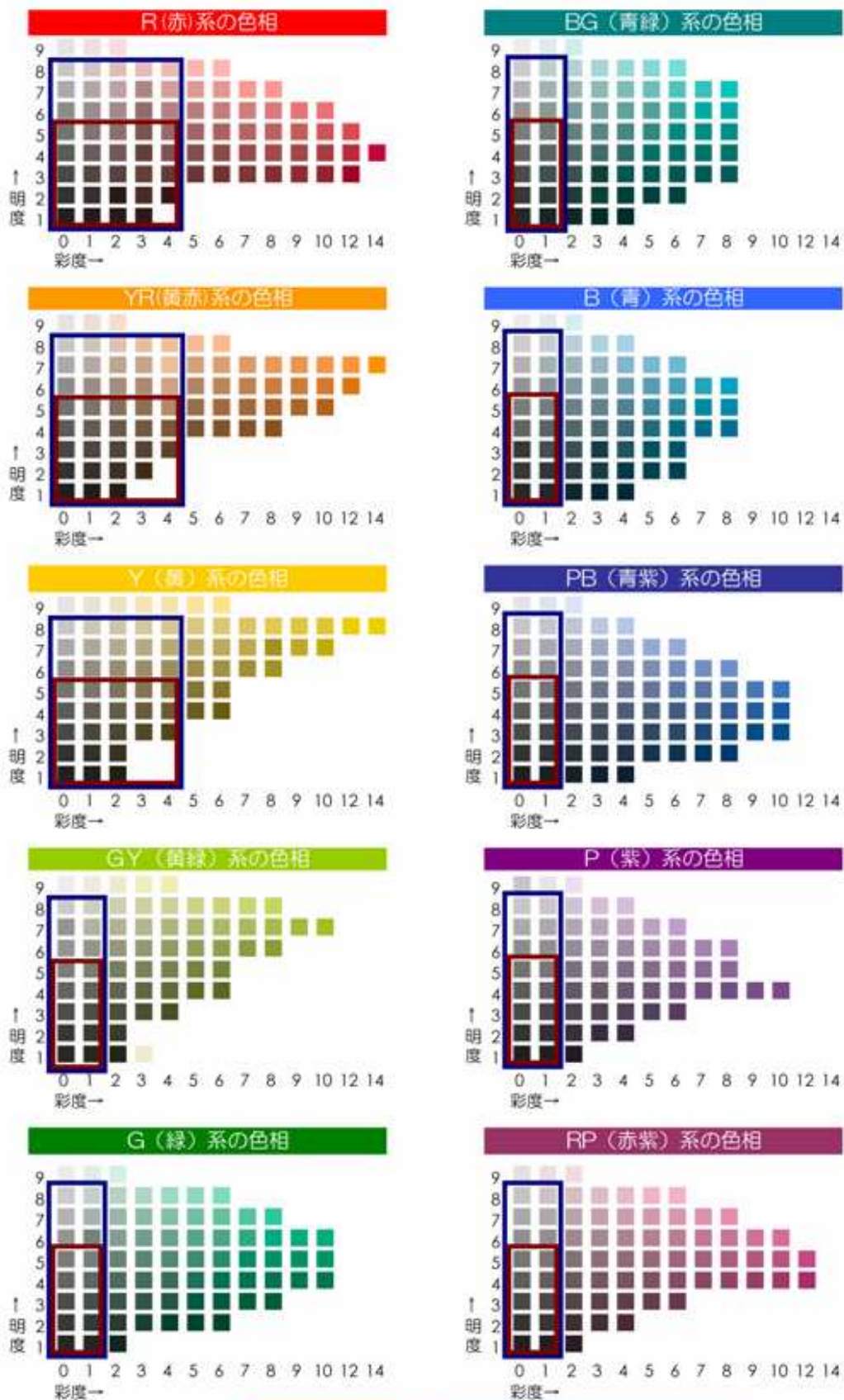
対象	色相		明度	彩度
建築物の屋根	R系	0. 1R~10R	5 以下	4 以下
	YR系	0. 1YR~10YR		
	Y系	0. 1Y~5Y		
	その他の色相			1 以下
建築物の外壁及び工作物	R系	0. 1R~10R	8 以下	4 以下
	YR系	0. 1YR~10YR		
	Y系	0. 1Y~5Y		
	その他の色相			1 以下

注1 建築物及び工作物の見付面積の5分の1未満の範囲内で用いる色彩はこの限りでない。

注2 建築物の外壁及び工作物にあっては着色していない木材、石材、土壁等の自然素材によって仕上げられている部分の色彩はこの限りでない。

注3 建築物の建築や工作物の建設を、伝統的な意匠や構法により行う場合はこの限りではない。

景観形成重点地区の色彩基準（屋根及び外壁に関する色彩基準）



建築物の屋根

建築物の外壁及び工作物

※ 実際の色彩とは異なる